

公益財団法人 福井県アイバンク 定款

公益財団法人 福井県アイバンク 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人福井県アイバンクという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県福井市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成22年7月17日法律83号）により眼球提供者の登録制度を設け、これを運営することにより、角膜移植術による視力障害者の視力の回復に資するとともに、眼に関する保健衛生の知識の普及啓発を図り、もって福井県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 眼球提供者の募集および登録に関する事業
- (2) 角膜移植希望者の募集および登録に関する事業
- (3) 眼球の摘出、検査、保存及び斡旋に関する事業
- (4) 眼に関する保健衛生の知識の普及啓発事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の種類)

第5条 この法人の資産は、基本財産およびその他の財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして末尾の財産目録において表示した財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第6条 基本財産は、原則としてこれを処分し、または担保に供することができない。ただし、この法人の業務運営上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経てその一部を処分し、または担保に供することができる。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(事業計画および収支予算)

第8条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に理事長が作成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、定時評議員会の承認を得るものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事業所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 理事・監事及び評議員の名簿
- (3) 理事・監事及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 前2項の書類については、毎事業年度の終了後3か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という）施行規則第38条の規定に従い、行政庁に提出するものとする。

(長期借入金)

第10条 この法人が借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(事業年度)

第11条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第9条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第13条 この法人に評議員10名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、監事1名、事務局員1名及び次項の定めに基づいて選任された外部委員4名の合計6名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、三親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補は、理事会または評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者との法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人または2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2名以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2名以上の評議員）につき2名以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

（任 期）

- 第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 4 評議員選定委員は、評議員選定までの任期とし、評議員選任後は解散となる。

（報 酬）

- 第16条 評議員及び選定委員会の委員は、無報酬とする。
- 2 評議員及び選定委員会の委員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第5章 評議員会

（構成及び議長）

- 第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会の議長は、互選により定める。

(権 限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分または除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事または、監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補の中から得票数の多い順に定数枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第22条 評議員の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長、出席した評議員のうちから評議員会で選出された議事録署名人2名以上及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員・顧問および事務局

(役員)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事(理事長および副理事長を含む。) 10人以上25人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち1名を理事長、3名を副理事長、2名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条において準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第24条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長および副理事長は、理事会において選定する。

3 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

4 理事または監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

(役員の職務)

第25条 理事は、理事会を構成し、会務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、この法人を代表し、会務を統轄する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長がかけたときは、理事会があらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。

4

5

(役員の任期)

第26条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第27条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(顧問)

第28条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について理事長の諮問に応ずる。

4 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

5 顧問は、理事会において意見を述べるることができる。

(報酬等)

第29条 理事及び監事・顧問の報酬総額は200万円を限度とする。

2 但し、理事長及び理事会の承認を必要とする。

(事務局)

第30条 この法人に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 その他事務局に関し、必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第7章 理 事 会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長の選定及び解職

(招 集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決 議)

第35条 理事の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名・押印しなければならない。

第8章 委 員 会

(委員会の設置)

第37条 この法人に次の委員会を置く。

- (1) 運営委員会
- (2) 医学基準委員会
- (3) 広報委員会

2 委員会は、理事長及び副理事1名、理事及び顧問並びに事務局員・コーディネーターで構成し、理事会において選任及び解任する。

3 運営委員会 は、次に掲げる事項を行う。

- (1) この法人の業務運営の年間計画案を策定し、理事会に提出すること
- (2) この法人の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること。

- (3) この法人の事業に従事する者から法令違反行為等に関する通報に対して適切な処置を行うため、通報窓口を設置、運用し、管理すること。
- 4 医学基準委員会 は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 第4条(3)の事業を行うにあたり、提供眼球に関する適応基準及び斡旋に関する医学基準を定めること。
- 5 広報委員会は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) この法人の広報活動の企画及び実施
- 6 委員会の議事の運営の細則は、理事会において定める。

第9章 賛助会員

(賛助会員)

- 第38条 この法人の目的に賛同し、賛助会費を納入する者を賛助会員とすることができる。
- 2 前項の賛助会費、その他賛助会員に対し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第10章 定款の変更および解散

(定款の変更)

- 第39条 この定款は、評議員会の議決によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。

(解 散)

- 第40条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

- 第41条 この法人が公益認定の取り消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

- 第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の広告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 雑 則

(委 任)

第44条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1：この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行った時は、第11条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3：この法人の最初の代表理事は、三浦 將司とする。

附 則（平成29年6月14日）

1：本定款の変更は、平成29年6月14日より施行する。

別表 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）

（第6条関係）

定期預金	北陸銀行 福井支店	10,000,000 円
	福井銀行本店	10,000,000 円
	福井信用金庫 本店	10,000,000 円
	福邦銀行本店	5,000,000 円
	北陸銀行 福井支店	2,000,000 円
	福井銀行本店	1,000,000 円